

平成27年10月30日

【岩手県道路防災情報連絡協議会】

岩手県、岩手県警察本部、

東日本高速道路株式会社東北支社

盛岡・北上・八戸 管理事務所、

岩手河川国道事務所、三陸国道事務所

冬タイヤ・チェーンの早期準備について 広報活動を行います。

岩手県内では11月上旬から降雪や夜間の気温低下により路面が凍結しやすくなります。夏用タイヤ装着によりスリップ事故等に遭う危険性が非常に高くなります。

岩手県道路防災情報連絡協議会（※）では、冬用タイヤの早期装着についてのご理解とご協力を求める道路情報板への表示・リーフレットの配布・ポスターの掲示等による広報活動を行います。また、積雪時におけるタイヤチェーン装着の広報も行います。

活動の趣旨

冬の始めは道路の路面状況が刻々と変化し、冬用タイヤ（スタッドレス）に交換しない自動車のスリップ事故や過度に慎重な運転による渋滞の発生、峠での立往生の発生など道路の交通に大きな影響を与えています。

この問題に関し、自動車を運転される方に対する安全意識の周知を図り、急変する冬の始めの路面状況にいち早く対応するために早期の冬用タイヤへの交換や、積雪路面ではタイヤチェーンを装着するなど、雪道に対する備えを万全にさせていただくことを下記の期間に広報するものです。

記

広報期間：平成27年11月～12月中

＜ 発表記者会：岩手県政記者クラブ・奥州市政記者クラブ ＞

＜問い合わせ先＞

国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所

電話 019-624-3289（直通）

道路管理第一課長 齊藤 正志（内線431）

（※）岩手県道路防災情報連絡協議会は、道路管理者（国・県・高速道路株式会社）と交通管理者（警察）が、各自の道路に関する情報（道路防災・道路交通情報）を情報共有することで、日常の道路交通の安全確保や、道路災害時の（迂回路利用による）交通網の確保に役立てるため、連携して活動することを目的とした組織です。

岩手県道路防災情報連絡協議会に参加する機関がおこなう 冬タイヤ・チェーンの早期準備についての広報活動のご紹介

岩手県道路防災情報連絡協議会（※）に参加する機関は、自動車を運転される方にリーフレット配布や公共施設等へのポスター掲示（注）を通じて、冬タイヤ・チェーン早期装着を呼びかけをします。そのほかに11月上旬以降におこなう広報活動は以下のとおりです（予定含む）。（注）リーフレット・ポスターは別添のとおり。

1. 岩手河川国道事務所（国道4号・46号、釜石道東和IC～宮守ICを管理しています。）

（1）道路情報板の表示

・全情報板で市町村の地点表示と交互表示で行います。

・表示内容

① 11月～（注1）

「冬タイヤ 早めの装着を！」

（釜石道には「釜石道」と表示）

② 12月中旬～

「積雪状況により、タイヤチェーン装着を！」

・表示期間（注2）

開始 ①冬タイヤ：平成27年11年 1日 8：00（注3）

②チェーン：平成27年12月15日 8：00

（注1）表示①は、気象状況により道路上に路面凍結、着雪、積雪が散発的に発生する間、おこないます。

なお、今後 気象状況により道路上に路面凍結、着雪、積雪が連続して発生する場合、②の表示に移行する場合があります。

（注2）本表示は、事故・気象警報・工事規制・高速道路通行止めなどの事象があった場合、当該事象を優先して表示します。

（注3）表示①は、気象状況により道路上に路面凍結、着雪、積雪が今後連続して発生する場合、予定より早く②の表示に移行する場合があります。

(2) トンネル内放送

- ・道路沿いから特定の周波数の電波を発信し、運転者に道路状況などの交通情報を知らせるラジオ放送を行います。

- ・放送箇所と周波数

釜石道（東和IC～宮守IC間の各トンネル内：各民放・NHK（AM・FM）放送の周波数）

- ・放送内容

（釜石道）

「国土交通省からのお知らせです。冬のあいだ、道路は雪がつもったり凍ったりして大変危険です。早めに冬タイヤやチェーンを付けて安全運転をお願いします。」

- ・放送期間

開始 平成27年11月 1日 8:00

終了 平成27年11月30日16:00（注）

（注）本表示は、気象状況により道路上に路面凍結、着雪、積雪が今後連続して発生する場合、予定より早く終了する場合があります。

(3) 道の駅 LED情報表示板

- ・道の駅 石鳥谷（盛岡国道維持出張所管内）

- ・表示内容 ①11月～（注）

「冬道注意、冬タイヤ装着を！」

- ②12月中旬～

「積雪状況により、タイヤチェーン装着を！」

- ・表示期間

①冬タイヤ：開始 平成27年11月 1日 8:00

終了 平成27年12月15日 8:00まで（注）

②チェーン：開始 平成27年12月15日 8:00から

終了 1月中

（注）本表示は、気象状況により道路上に路面凍結、着雪、積雪が散発的に発生する間、おこないます。

なお、今後 気象状況により道路上に路面凍結、着雪、積雪が連続して発生する場合、②の表示に移行する場合があります。

(4) 道の駅に冬タイヤ・チェーン早期装着を呼びかけるリーフレット配布やポスター掲示

- ・岩手河川国道事務所管内の国道4号・46号にある道の駅（注）にリーフレットを配布し、道の駅構内にポスターを掲示します。

（注）岩手河川国道事務所が配布する道の駅・・・国道4号（石鳥谷、石神の丘）、国道46号（雫石あねっこ）

2. 岩手県（岩手県内の国道4号・45号・46号以外の国道、県道を管理していません。）

- ・冬タイヤ・チェーン早期装着を呼びかけるリーフレットやポスターを、県内各出先機関（広域振興局等）や（国道4号・45号・46号以外の）道の駅（21箇所）（注）に配布。
- ・岩手県が道路情報を提供しているホームページ（「岩手県道路情報提供サービス」で検索）に冬タイヤ・チェーン早期装着を呼びかけるリーフレットを掲載。
- ・岩手県で管理する道路にある道路情報板に冬タイヤ・チェーン早期装着の呼びかけを表示。

（注）岩手県が配布する道の駅・・・区界高原、おおの、種山ヶ原、いわいずみ、みずさわ、にしね、白樺の里やまがた、みやもり、はやちね、遠野風の丘、錦秋湖、くずまき高原、とうわ、厳美溪、おりつめ、かわさき、やまびこ館、みやこ、三田貝分校、くじ、釜石仙人峠

3. 東日本高速道路株式会社 東北支社（岩手県内の東北道、秋田道、八戸道、釜石道花巻JCT～東和ICを管理しています。）

【盛岡管理事務所】

- ・東北道 紫波サービスエリア（下り）で交通安全キャンペーンを実施予定（冬タイヤ・チェーン早期装着を呼びかけるリーフレットをサービスエリア利用者に配布予定。）

【北上管理事務所】

- ・東北道 北上江釣子IC入口で冬タイヤ・チェーン早期装着を呼びかけるリーフレットを、高速警察隊と合同で高速道を利用する運転者に配布予定。

【八戸管理事務所】

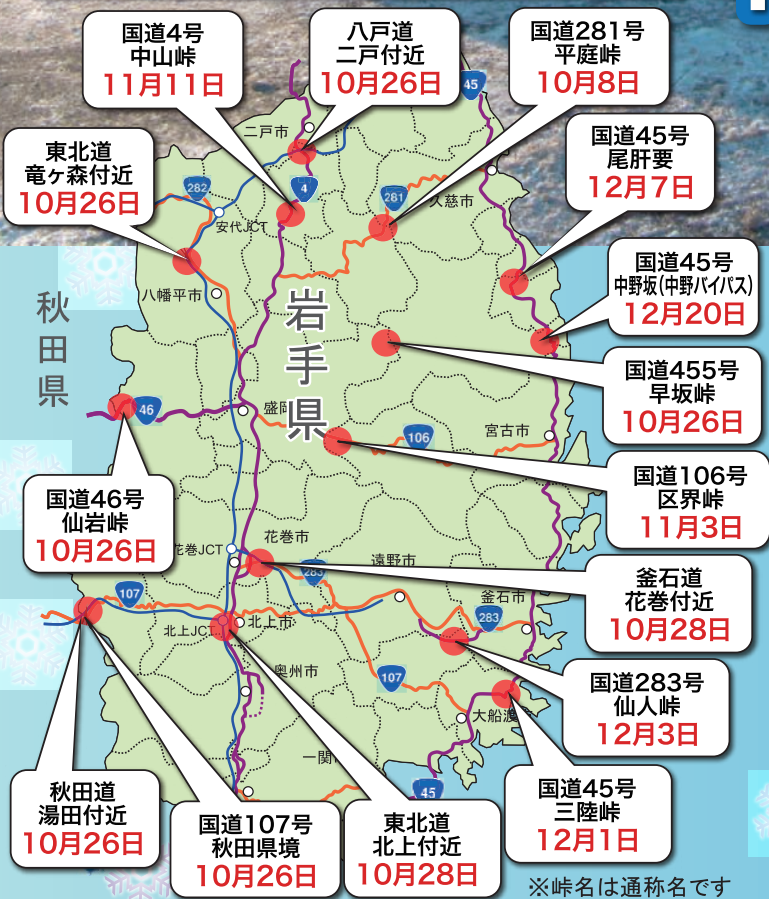
- ・八戸道 二戸パーキングエリア・折爪サービスエリアに冬タイヤ・チェーン早期装着を呼びかけるポスター及びリーフレットを掲示備付け。

（※）岩手県道路防災情報連絡協議会は、道路管理者（国・県・高速道路株式会社）と交通管理者（警察が、各自の道路に関する情報（道路防災・道路交通情報）を情報共有することで、日常の道路交通安全確保や、道路災害時の（迂回路利用による）交通網の確保に役立てるため、連携して活動することを目的とした組織です。

いわての冬道はすごく凍る!



過去5年で最も早く観測された主な峠の初雪日



早めの冬タイヤ・チェーン装着を!!

走行予定の道路状況を把握し
雪道への備えを万全に!!
立ち往生対策も忘れずに!

冬タイヤ

タイヤ
チェーン

スコップ

携帯トイレ
毛布等

自分のために、
家族のために、
みんなのために、
早めの冬タイヤ・チェーン装着を!!

WEBサイトで道路情報

パソコン・携帯・スマホで検索

東北・
みち情報

「東北みち情報」

46NAVI
(ヨンロク・ナビ)

「ヨンロクナビ」

岩手県道路情報サービス

「岩手県道路情報提供サービス」

ドラぷら(高速道路情報サイト)

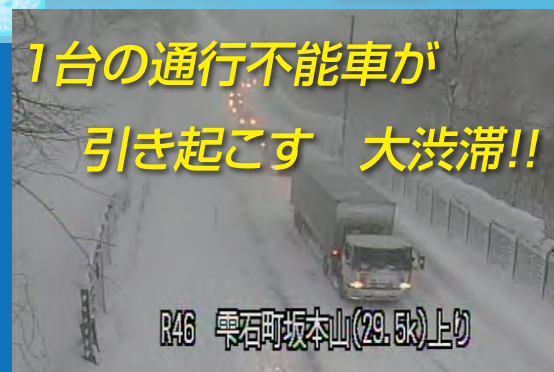
「ドラぷら」

ドラぷらモバイル(高速道路情報サイト)

「ドラぷら」

1台の通行不能車が

引き起こす 大渋滞!!



R46 雫石町坂本山(29.5km)上り

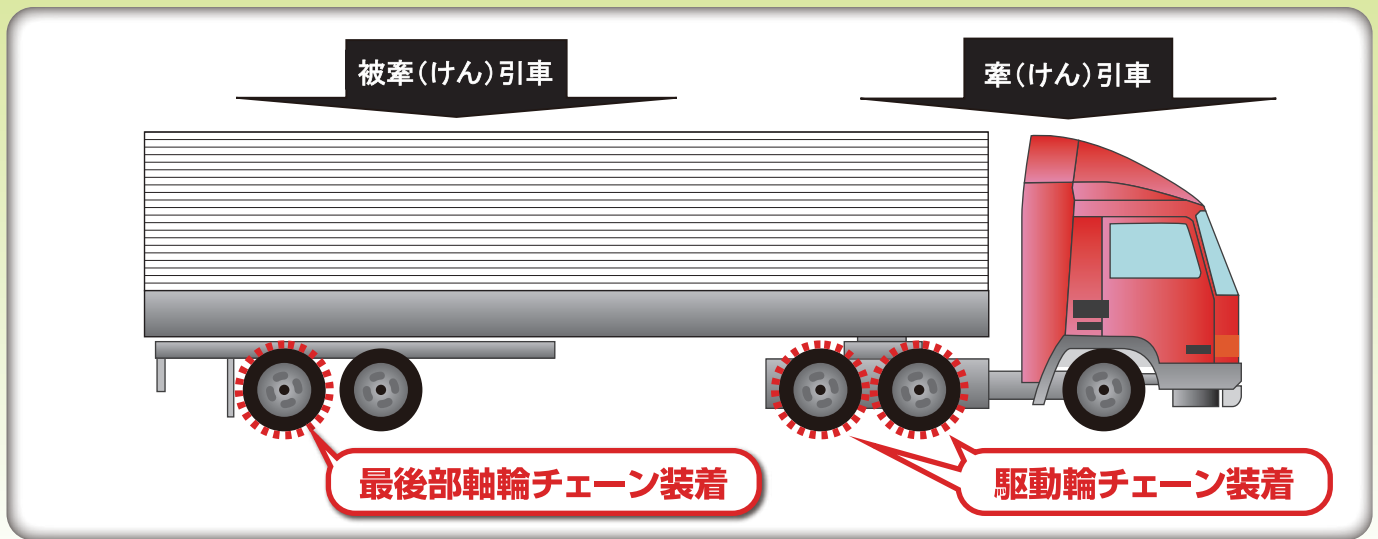
岩手の積雪・凍結道路 を走行するために！

事前確認

普通タイヤの場合、**駆動輪のすべてに** タイヤチェーンを装着

トレーラー車はタイヤチェーンを駆動輪と被牽(けん)引車の最後部の軸輪に装着
または

雪路用タイヤを **全車輪** に装着
(スノータイヤ・スタッドレスタイヤなど)



道路の状況により、タイヤチェーンを装着して万全の備えを!!

【滑り止め装置を不装着時の罰則等】

○道路交通法 第71条(運転者の遵守事項)第6号

前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項

○岩手県道路交通法施行細則 第14条(運転者の遵守事項)

法第71条第6号の規定による車両等の運転者が守らなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。

(6)積雪し、又は凍結している道路において、駆動輪(他の車両を牽(けん)引する場合にあっては、被牽(けん)引車の最後部の軸輪を含む。)のすべてのタイヤに鎖を取り付けること、又は雪路用タイヤ(雪路用タイヤとして製作されたもので接地面の突起部が50パーセント以上摩耗していないものに限る。)を全車輪に取り付けること。その他のすべての方法を講じないで自動車(小型特殊自動車を除く。)又は原動機付自転車を運転しないこと。

○道路交通法 第120条

5万円以下の罰金

○反則制度 道路交通法 第125条

大型車7,000円、普通車6,000円、原付車5,000円

